

べっふの文化財

No.54
令和6年3月

—古代の別府—



「長湯駅」『延喜式』（国立公文書館蔵）

別府市文化財保護審議会
別府市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	古墳時代の別府	1
3	奈良・平安時代の別府	3
	1) 『豊後風土記』と速見の湯	3
	2) 速見郡衙と長湯駅	4
	3) 『万葉集』と別府	12
	4) 烽と防衛施設	14
	5) 鶴見岳の噴火	15
	6) 別府と荘園 - 別府の名のおこり -	16
	7) 別府の古社寺	18
4	おわりに	20

此河之源出直入郡朽納峯指東下流經
過此郡遂入東海因曰大分川年魚多在

酒水在郡

此水之源出郡西指野之磐中指南下流
其色如酒味小酸為用療一痲痺謂朕

連見郡 鄉伍所十三驛 貳所 峰壹所

昔者纏向日代宮御宇 天皇欲誅誅磨
贈幸於筑紫從周防國佐波津發船而度
泊於海部郡宮浦時於此村有女人名曰
連津媛為其処之長即聞天皇行幸親自

奉迎奏言此山有大磐窟名曰鼠窟土蜘蛛
蛛二人住之其名曰青白又於直入郡祇
疑野有土蜘蛛三人其名曰打獲八田國
摩侶是五人並為人 強暴衆類亦多在
悉皆謠云不從里命若強喚者與兵彫焉
於茲天皇遣兵遮其要害悉誅滅因斯名
曰速津媛國後人改曰速見郡

亦湯泉在郡

此湯泉之穴在郡西北竈門山其周十五
丈許湯色赤而有泥土用足塗屋柱泥土

流出外變為清水指東下流因曰赤湯泉

玖倍理湯井在郡

此湯井在郡西河有山東岸口住丈餘湯
色黑泥土常不流人竊到井邊發聲大言

驚鳴涌勝二丈餘許其氣熾熱不可向昵
緣邊草木悉皆枯萎因曰温湯井俗語曰

玖倍理湯井

袖富鄉在郡

此鄉之中栲樹多生常所栲攸以造木綿
因曰袖富鄉

袖富峰在袖富

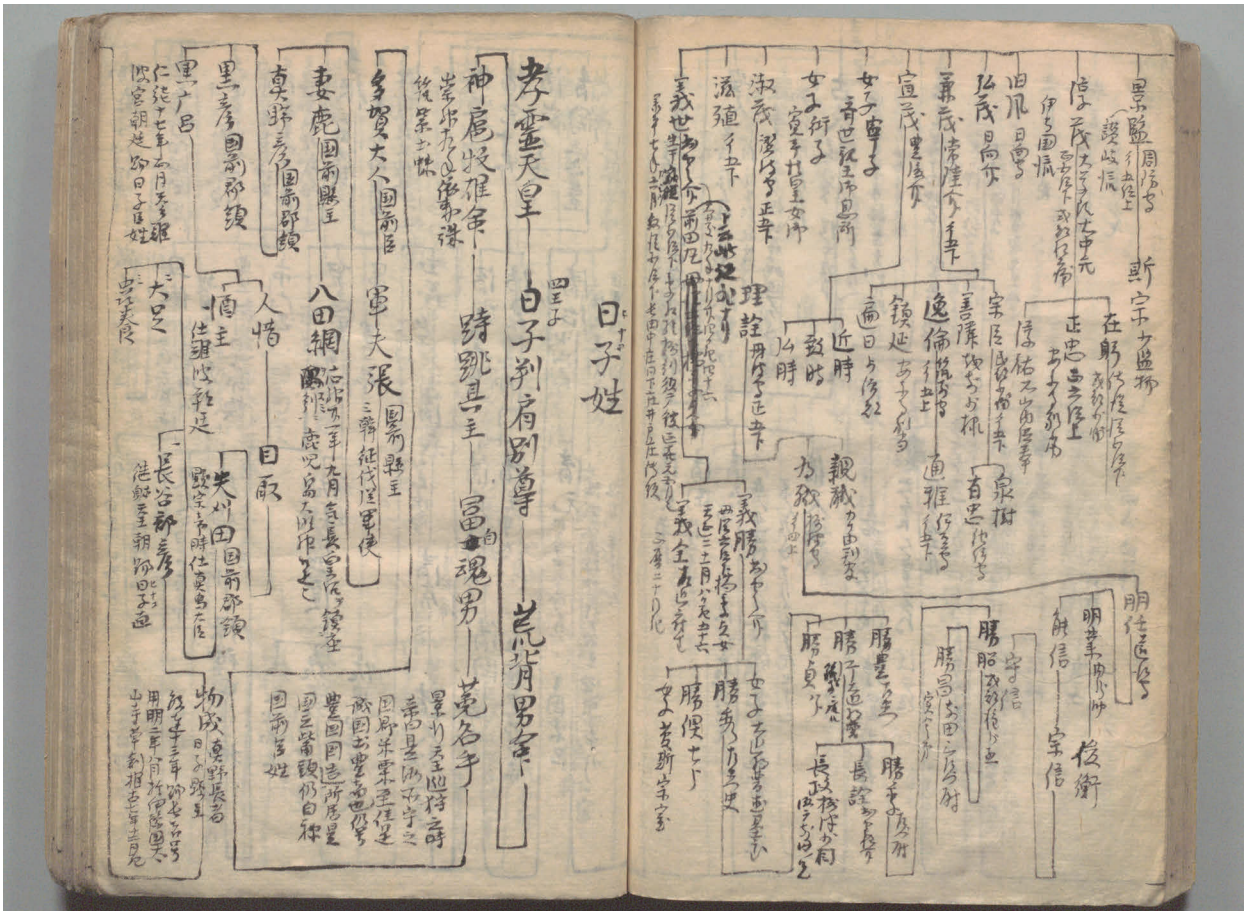
此峯頂有石室其深一十餘丈高八丈四
尺廣三丈餘常有水凝經夏不解凡袖富

鄉近於此峰因以為峯名

頭峯在袖富

此峯下有水田木名宅甲此田苗子鹿恒
喫之田主造相伺侍鹿到未舉已頭客柵

間即喫苗子由主捕獲將斬其頸于鹿
請云我今立盟免我死罪若垂大恩得更
存者告我子孫勿喫苗子田主於茲大慄



「日子姓」『諸系譜』第33冊（国立国会図書館蔵）

1 はじめに

大分県は古くは「豊」の国とよばれ、九州の東北部、瀬戸内地方の西端域にあたる。瀬戸内海はいうまでもなく、我が国最大の内海であり、鉄道開通以前においては西南日本の大動脈であった。この海道を通して、縄文時代以降多くの文物が往来し、日本列島の文化の形成に大きな役割を果たしてきた。とくに日本が国家としてほぼ統一された古墳時代において、豊地方は畿内中央政権の九州の前線基地として地政上極めて重要であった。

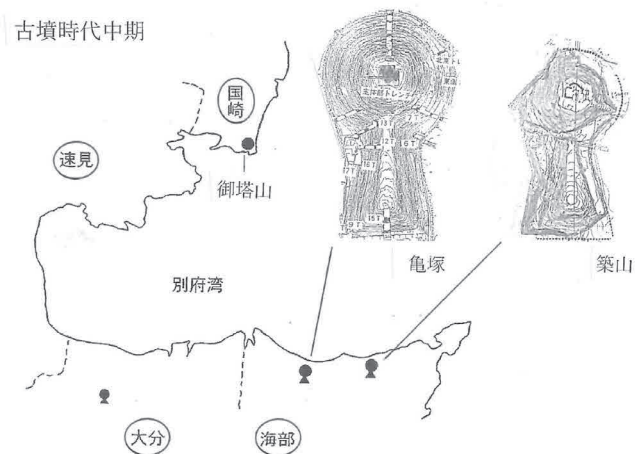
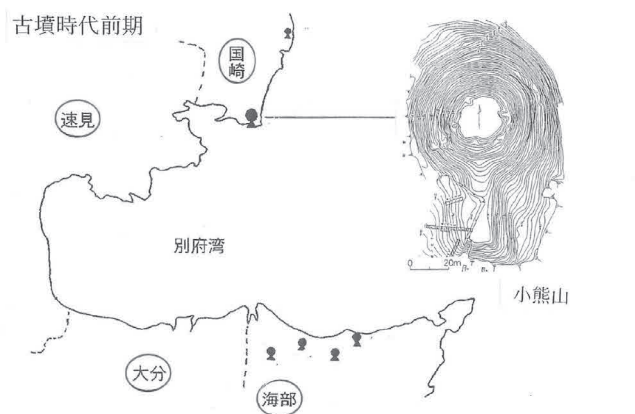
奈良時代の前代である古墳時代後期の6～7世紀代には、大分県の中でも別府には巨大な横穴式石室をもつ首長墳が数多く築造されている。それは、速見郡の中心であるこの地が畿内とつよいつながりがあったことを示すものである。つづく8世紀の奈良時代には当時の豊後国の地理書『豊後風土記』が編纂された。その中でもとくに、速見郡の「速見の湯」の様子が躍動的に記されており、秀逸である。次の平安時代には正史『日本三大実録』に鶴見岳噴火とその被害の記録があり、これまた当時の人々が自然災害と戦ってきた歴史を伝えている。

このように、別府を語る古代の資料、遺跡は決して多くはないが、それでも速見郡の中心であった様子を多少は描ける史料もあり、その実態に迫ってみる。

2 古墳時代の別府

3世紀中頃から7世紀前半にかけての古墳時代は、日本列島が大和王権によって統一されていく時代であり、律令体制となる古代の前舞台となる。この時代の豊地方は、豊前・豊後の分国以前であり、豊国として大和王権の前方後円墳体制のもと大小の首長によって統治されていた。3・4世紀代の古墳時代前期では豊国の盟主権が豊前地方の京都郡から国前郡へ移り、中期にはそれが海部郡へ移動している。5世紀後半に再び京都郡へ回帰するものの6世紀後半になって、速見郡別府の地に豊後地方の盟主墳が相次いで築造される。鬼ノ岩屋2号墳、同1号墳、鷹ノ塚古墳である。

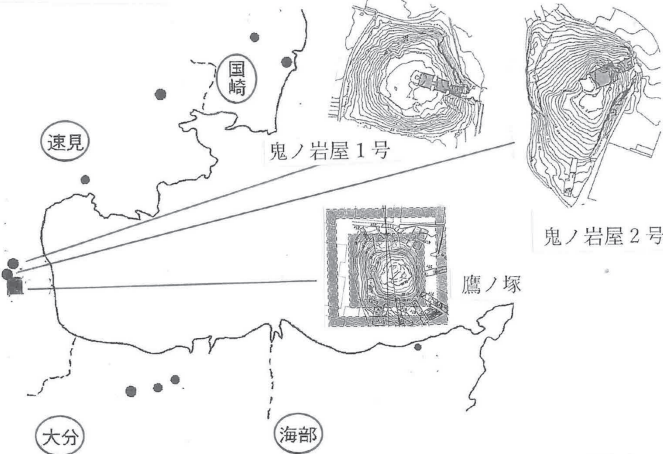
鬼ノ岩屋1・2号墳は巨石による横穴石室をもつ円墳である。鷹ノ塚古墳は県下最大の横穴石室を有する方墳であり、その墳形から畿内政権との深い関係がうかがいしれる。また、鬼ノ岩屋1・2号墳は石室内に壁画が描かれている特異な装飾古墳であり、いずれも豊後地方の盟主にふさわしい墳墓である。このように別府湾をめぐって古墳時代の盟主墳が築かれていることは、この地が、地政的に枢要な地であることを物語るものである。その重要性は古代（奈良・平安時代）にも引き継がれていったと考えら



第1図 古墳時代前・中期の豊の盟主墳

れる。ともあれ、鷹ノ塚古墳が築かれた7世紀の初頭、畿内はすでに仏教が導入された飛鳥時代となっており、中央集権体制の前段階となっている。別府における3つの巨大な石室墳の存在は、分国以前の豊後地方にそうした勢力の結集が成立していたことを示している。

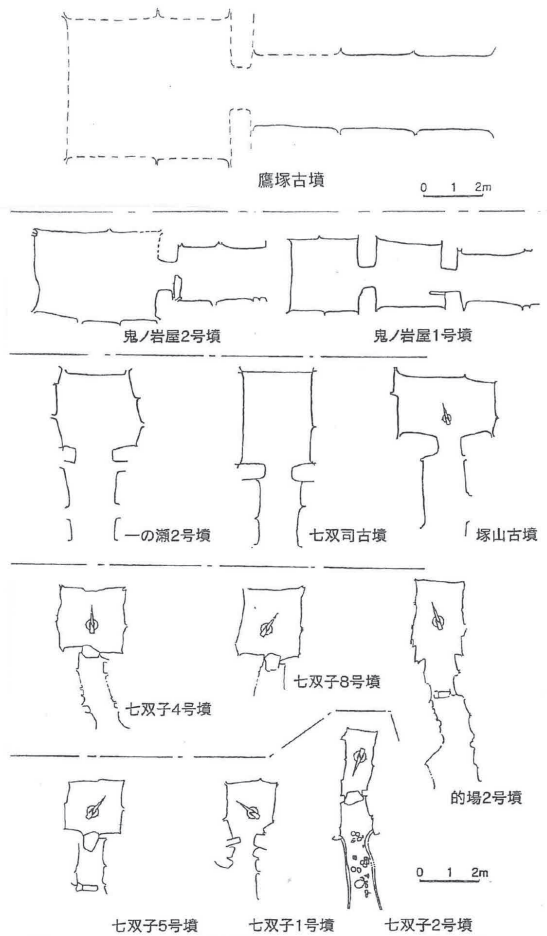
古墳時代後期



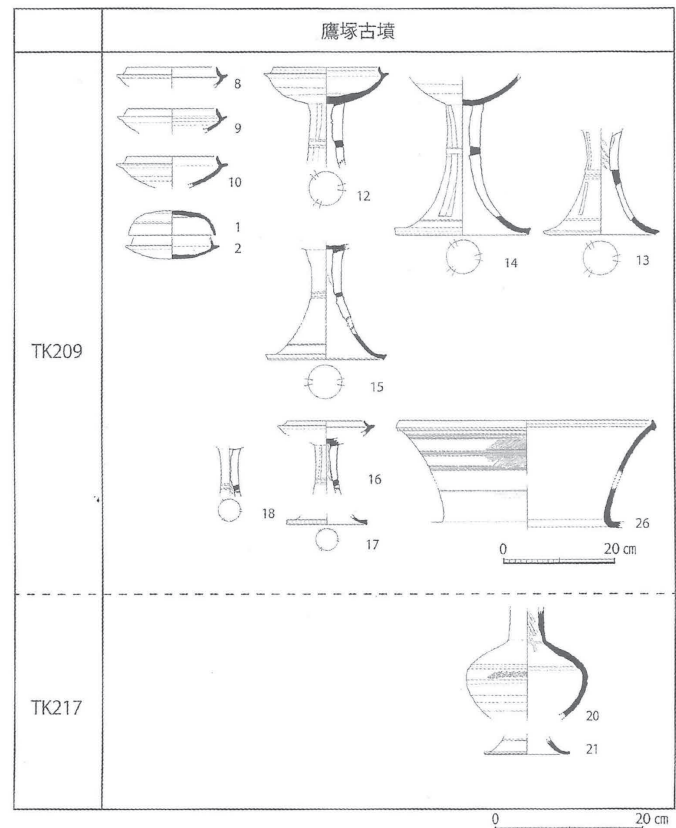
第2図 古墳時代後期の豊後地方の盟主墳



写真1 鷹ノ塚古墳（別府市）



第3図 速見・東国東地方横穴石室の規模比較



第4図 鷹ノ塚古墳出土須恵器

3 奈良・平安時代の別府

1) 『豊後風土記』と速見の湯

風土記は、和銅6年(713)朝廷の命(宣命)によって諸国から上進・報告された、当時の地名百科である。その内容は、地名とその由来、産物、伝承、耕地の状況等について記載されている。今日、一応完本として伝えられているのは、『常陸風土記』、『播磨風土記』、『出雲風土記』、『豊後風土記』、『肥前風土記』の5つである。各国の記述には精粗の差はあるが、我が国の古代の地誌を語る貴重な史料となっている。この5ヶ国以外にも各風土記の記事を引証したものが「風土記逸文」としてのこされている。『豊後風土記』は、『肥前風土記』とともにその記述法に多くの共通点があるところから、太宰府の指導のもとに作成されたものとされている。

『豊後風土記』の書き出しに、「郡は八所、郷は四十、里は一百一十、駅は九所、竝に小路、烽は五所、竝に下国、寺は二所なり、僧の寺尼の寺なり。」とある。その中で速見郡の記述は比較的詳細にわたっており、「速見郡 郷は五所 里は十三 駅は二所 烽は一所なり」から始まる。またこの地には、速津媛の伝承があり、そこから速見の郡と名付けられたとあるがやや不自然である。特筆すべきはこの速見郡の中で、温泉の記述が圧巻であることである。これは今日の別府の“地獄”の模様を伝えているもので、原文は「赤湯泉 此湯泉之穴。在郡西北竈門山。其周十五許丈。湯色赤而有渥。用足塗屋柱。渥流出外。变为清水。指東下流。因曰赤湯泉。」「玖倍理湯井 此湯井在郷西河直山東岸。口径丈余。湯色黒。渥常不流。人竊到井辺。发声大言。驚鳴湧騰。二丈余許。其氣熾熱。不可向昵。縁辺草木。悉皆枯萎。因曰愠湯井。俗語曰玖倍理湯井。」とある。いうまでもなく、赤湯は血ノ池地獄、玖倍理湯は海地獄一帯の噴気を描写したものであろう。また、「伊予風土記逸文」に速見の湯のことが伝説として記されている。それは「伊予の国の風土記に曰く。湯の郡。大穴持命。見て悔い恥じて、宿奈毘古那命を活かさまく欲して、大分の速見の湯を下樋より持ち度り来て、宿奈毘古那命を潰し浴ししか

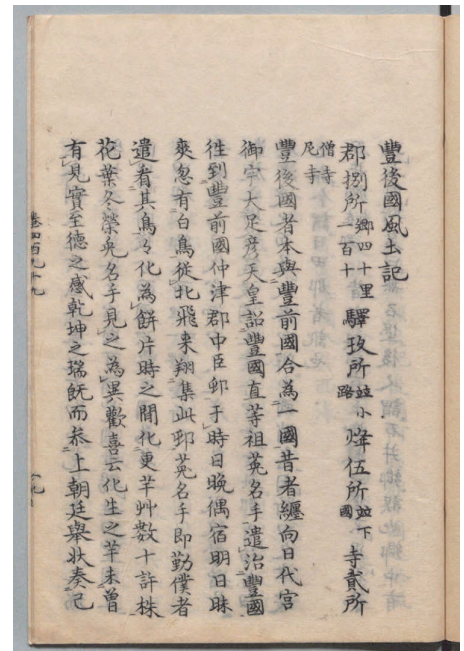


写真2 『豊後国風土記』写本

(国立公文書館蔵)



写真3 海地獄 (『別府学』より)



写真4 血の池地獄 (『別府学』より)

ば、甍が間に活起りまして・・・」という文である。速見の湯を地下を通した樋で伊予湯（石湯）へひいたという伝承である。これは、古くから速見の湯が今日の道後温泉である伊予の湯とともに湯治の場として著名であったことを物語るものである。

伊予温湯にはすでに飛鳥時代に「伊予温湯宮」が置かれていたことが日本書紀にも記されており、当時皇族が利用していたことがうかがわれる。天智・天武天皇の父である舒明天皇は、639年（舒明11）に「伊予温湯宮」に行幸、その滞在は4ヶ月に及んでいる。また、舒明天皇は在位13年の間に3回同温湯に訪れている記録がある。こうした状況をみると伊予湯とゆかりの深い速見湯も当時の畿内の貴人層の間で著名な温泉地として知られていたと思われる。

2) 速見郡衙と長湯 駅

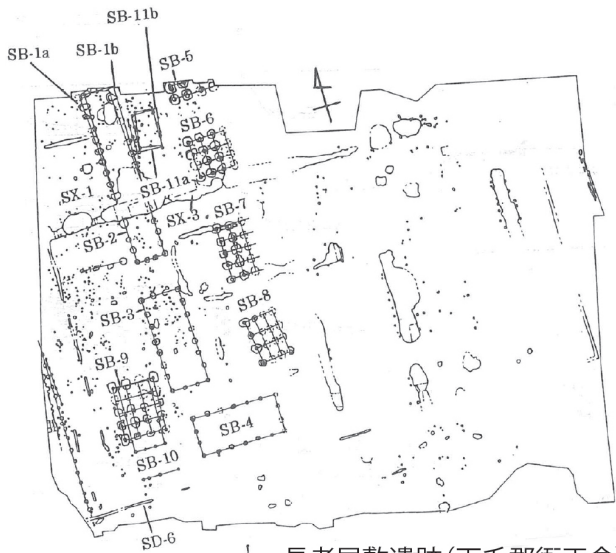
古代の地方行政の役所である国府と郡衙（郡家）については、近年大分県内においても発掘調査によって関連遺跡がかなり明らかになってきている。豊後国府跡については、大分市古国府付近に推定されているが、確定されていない。ただ、その国守館跡については、古国府に近い上野丘台地東端の竜王畑遺跡がその可能性が高いものである。

郡衙関連の遺跡では、大分市下郡地区で大分郡衙と推定される掘立建物群とそれに接する東西、南北の道路遺構が見つかった。また旧海部郡の大分市城原地区の中安・里遺跡では7世紀後半から8世紀後半にかけて3時期にわたる大型掘立建物群と道路遺構が検出されている。とくにI期は、郡制以前の評衙の遺構とされるもので、海部郡庁跡と確定できるものである。さらに、国東市国東町の飯塚遺跡では、掘立建物群、幅10mの道路跡と泥湿地から多くの木製品が見つかった。また、墨書土器、刻書土器、石帯等が出土している。この地は長く国衙領であり、国埼津あるいは国埼郡衙関連の遺跡とみられる。

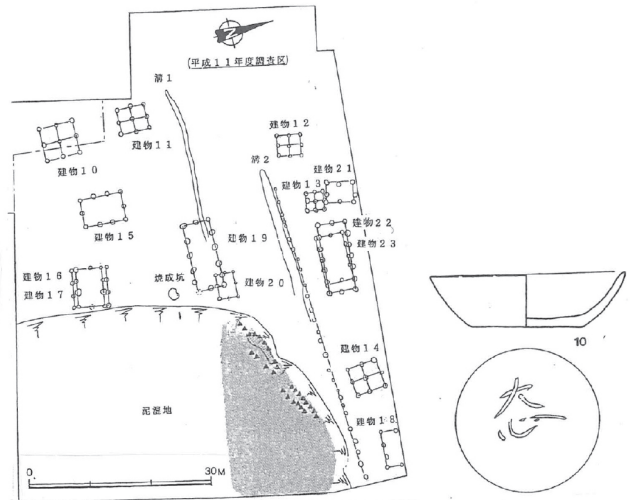
速見郡内でこれまで官衙関係の遺跡は明らかではない。そうした中で、日出町会下遺跡において、8世紀代の20棟近くの掘立建物跡と蛇紋岩製の石帯が見つかった。会下遺跡は、速見郡衙と国埼郡衙を結ぶ中間の大神郷おおがにあり、郷関連の役所あるいは官人の居住地の可能性がある。



第5図 古代官衙と官道(推定)



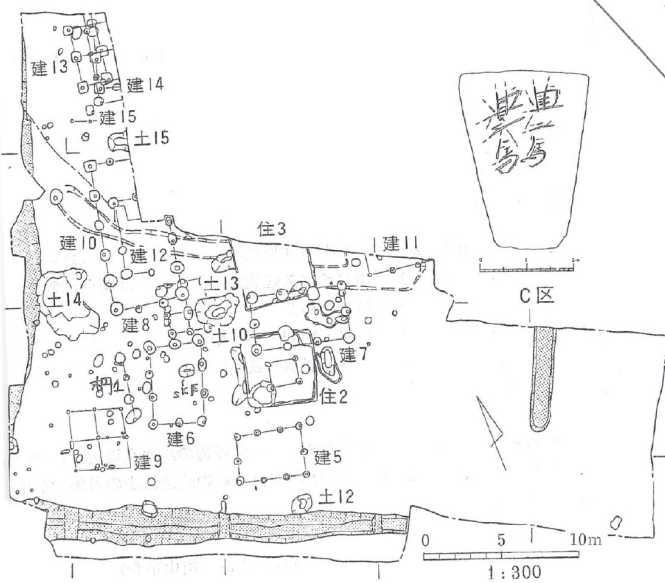
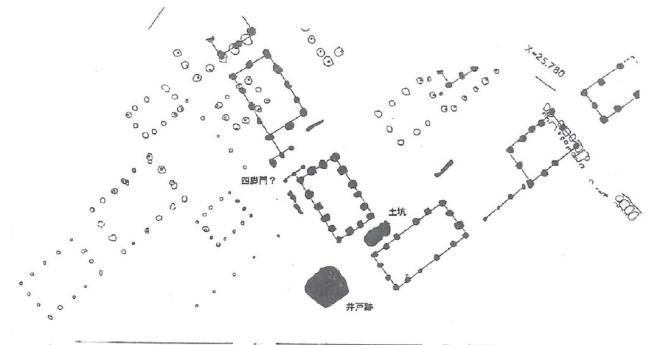
長者屋敷遺跡(下毛郡衙正倉)



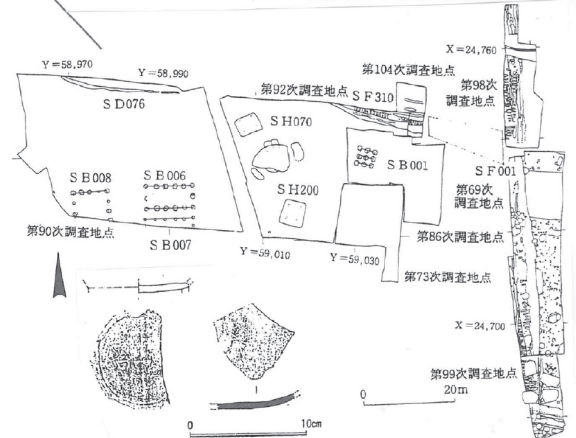
飯塚遺跡と刻書土器



中安・里遺跡(海部郡衙)と復元図



上野第1遺跡(石井駅)と刻書石製品



下郡遺跡と刻書土器

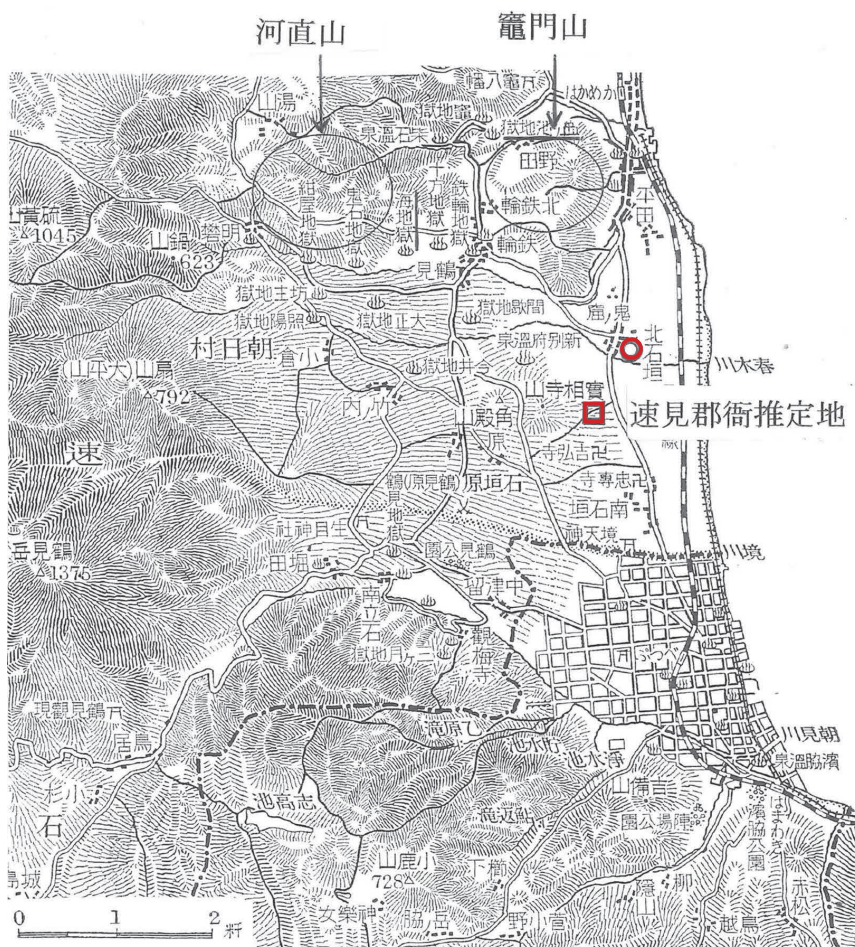
第6図 大分県内郡衙・駅関連遺跡

長湯駅と官道（駅路）

奈良・平安時代の主要幹線である官道の^{うまや}駅は、西海道を中心太宰府と国府・郡衙を結ぶ早馬を常置しているところである。速見郡についても『豊後風土記』に、長湯駅と由布駅の2所が記されている。長湯駅は豊後国府に近い高坂駅と由布駅の間であり、その位置は別府の速見郡衙の近辺にあることは間違いない。『延喜式』によれば、長湯駅は駅馬5匹とあり、これは小野駅（海部郡）の10匹のほか、豊後の各駅と同数である。

長湯駅の位置については、その語呂から永石地区が候補の一つとなっているが、この地は地形上不安定であり、難がある。最有力と考えられるのが、実相寺山東麓の実相寺地区である。この地は大字「鶴見」と大字「北石垣」の境界があり、また「道尻」の字名が残されている。このことから、その南北に走る境界線を官道跡と考える。この境界は今も市道として利用され、あるいはその痕跡を辿ることができる。さらに、その一角には方形の地割が読みとれるところから、この地を長湯駅の推定地としたい。

この方形地割の北に接する字「天神畑」に鷹ノ塚古墳を擁する実相寺古墳群がある。また国埼郡衙に向けての官道沿いの字「塚原」に鬼ノ岩屋1・2号墳があり、前代からの主要道であったことが知られる。さらに、大字「鶴見」と大字「鉄輪」の境が安覆駅へ、大字北石垣と大字亀川の境が国埼郡衙へ向かう官道と推定される。速見郡のもう一つの駅由布駅へは、大字「北石垣」と大字「南石垣」の境の西への延長線上が想定される。ともあれ、別府扇状地の中で、地形的に最も安定している地がこの実相寺山東麓であり、駅に近接して速見郡衙が置かれた可能性も高いところである。



第7図 2つの速見郡衙推定地（実相寺山東麓と北石垣遺跡）

速見郡衙の推定地

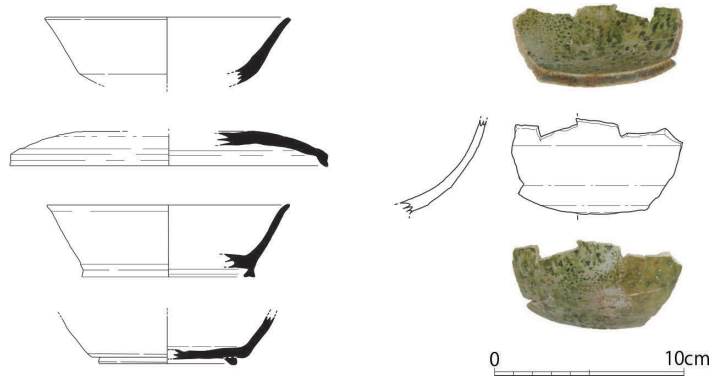
速見郡衙も別府の地にあることは疑いない。『豊後風土記』の「赤湯の泉、郡の西北のかた」、
 「玖倍理湯、郡の西の・・・」との記述は、郡庁を基点としたものである。その位置は、概ね
 大字北石垣の範囲の中に求めることができる。一つは前述した推定長湯駅に近接する実相寺地
 区である。またこの地の方形地割の中に「是定」の字名がある。“是”は“郡”の転化したもの
 と思われなくもない。もう一つは、石垣八幡社近くである。八幡社の北に接する北石垣遺跡か
 ら、飛鳥・奈良時代の須恵器と平安時代の緑釉陶器が出土している。別府市内での古代の土器
 類としては、唯一のものであり、注目される。とくに緑釉陶器は、貴重なものであり、そこに
 官衙か官人層の居住地あるいは寺院関連の遺跡の存在を予測させるものである。



第9図 実相寺山東麓方形区割と大字境



第10図 石垣八幡社周辺地図



第11図 北石垣遺跡出土の須恵器（左）と緑釉陶器（右）

速見郡大領の出自と系譜

大化改新（645年）以後、地方の行政は国には国司、郡には郡司を設置、各々その長官を国守、大領（郡領）とした。速見郡も大領のもと、小領、主政、主張という職制をもって郡政をすすめた。大領は郡事の全てを掌り、小領はそれを補佐、主政・主張以下は実務にあたった。また、郡司のもと郷司があり、さらの細かい地域行政の分掌を担当していた。

速見郡衙の位置は未定であるが、速見郡大領の出自、系譜に関する史料が伝えられている。それは大正年間に著された『速見郡史』に所収されているものである。主として、「日名子系譜」「大日本史 国郡司表」に拠るものであり、『日本書紀』『豊後風土記』で補完されたものである。それには、景行天皇が熊襲制圧の途次、豊国に滞在し、その時豊国の直に命じられた臣下の「菟名手」にまで遡るとされている。菟名手は豊国の盟主となり、その墳墓には杵築市美濃埵に築造されている小熊山古墳が比定されている。

菟名手の子孫は、代々国前国造、国前県主、国前郡領を歴任し、天智10年に11代目日子物麿の時、速見郡領となっている。その後速見郡領は、孫の豊躬までとなり、二代を挟んで日子海丸が国前別府目となっている。その子摩須の時、再び速見郡の住となり、3代を置いて佐美の時、速見郡令目代となっている。この佐美は貞観9年（867）の鶴見岳噴火の時、その状況と復旧について太宰府に奏上し、功があったとされている。速見郡司に係る日子（日名子）氏の記載はここでもって途切れる。この菟名手に始まる速見郡大領日子氏の系譜をみると、大化前代の国造・県主という地方豪族（首長）が統治していた地方が再編成された経緯がわかる。

それは701年の大宝令の制定の施行によって、国造の国が解体され、令制の国・郡・里が確定したことを示すものである。また、その際旧国造が郡領に任命される例の多いことも語るものである。

速見郡はその後、寛平（889年）以後、紀秀任以下紀氏7代が郡領を継いでいる。紀氏はいうまでもなく畿内の有力氏族である。秀任の父継雄は、貞観8年（866）に肥後国介から豊後守へ転任したもので、国守として治績があり、そのことによってその子孫が速見郡領として長く続いている。なお日子豊躬以後紀秀任までの速見郡領について、志手環氏は大神氏の時代であったと推論している。それは天平神護2年（766）に大神田麿が豊後員外掾となっており、『豊後国志』に「此子孫相継為速見郡領」の一文があるところを根拠としている。速見郡の大領は、大きくは日子氏に始まり、大神氏、紀氏へつながっていったものとみられる。

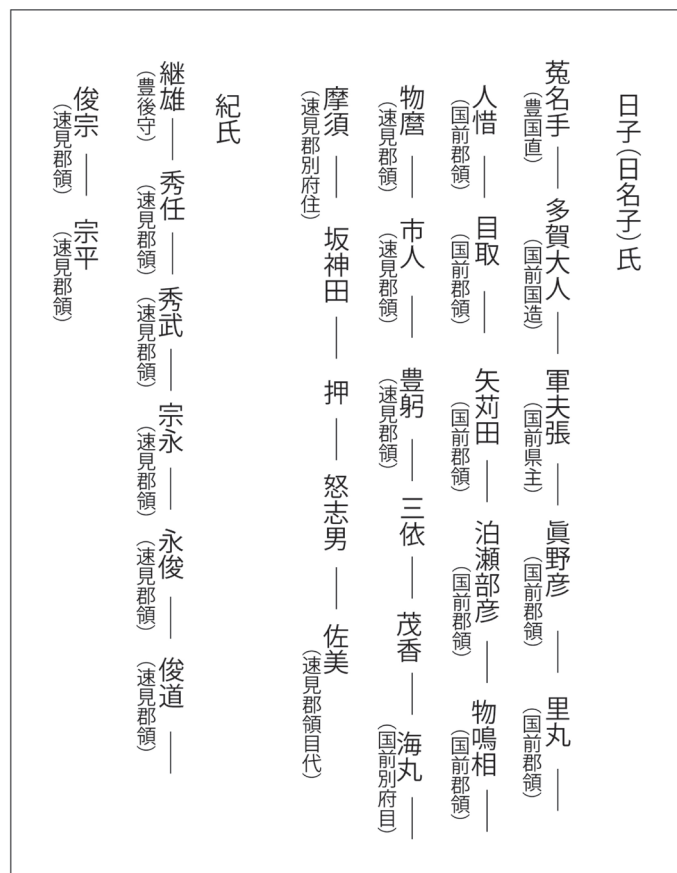


表1 速見郡大領の系譜

速見郡と玖珠郡・国埼郡

速見郡は玖珠郡・国埼郡と境界を接しており、古代において関係が深いものである。『正倉院文書』として遺されている天平9年(737)の「豊後国玖珠郡正税帳」には、天平7年(735)の疫病による玖珠郡の田租が免除され、速見郡と国埼郡からの救援の稲・粟が供給されたことが記されている。それは「従速見郡未納稻穀玖拾陸斛式斗伍升漆合肆勺」の一文である。速見郡の正倉にある稲穀96石余が、おそらく郡内の由布駅を経て玖珠郡に運ばれたものである。そして、その正税帳に署名した玖珠郡領の名があり、それには「領外正八位下勲九等国前臣龍麿」とある。ここでも古墳時代の国前郡の首長の名を辿ることができる。後に速見郡領となった日子氏とその源は一つであったと推察される。

こうした国内の郡の社会状況の報告や調整を行うのが国守の任務であり、そのため国守は各郡の巡行を常としていた。この玖珠郡の件でも、国府と速見郡の長湯駅・由布駅の間の駅路は重要な役割を果たしていたことに違いはない。

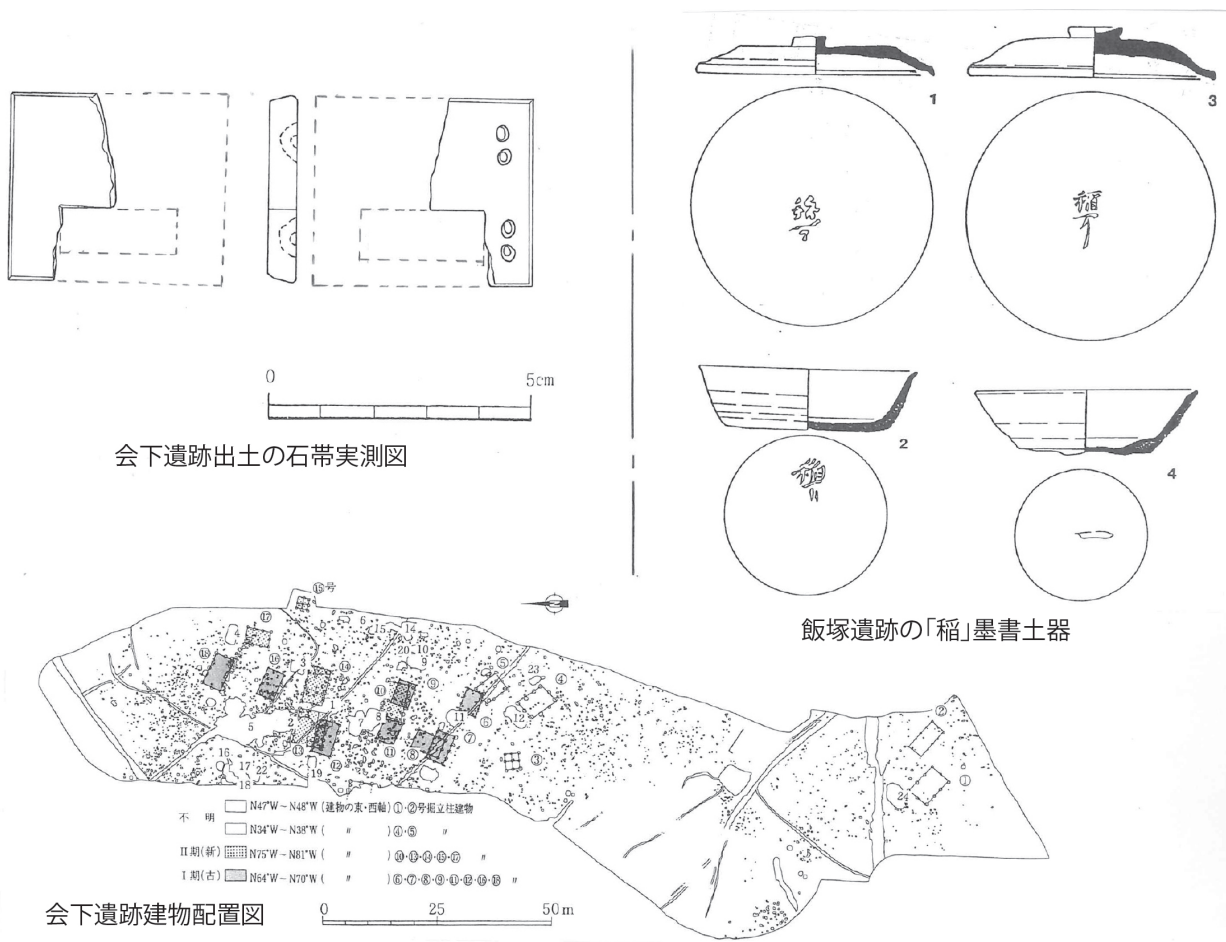
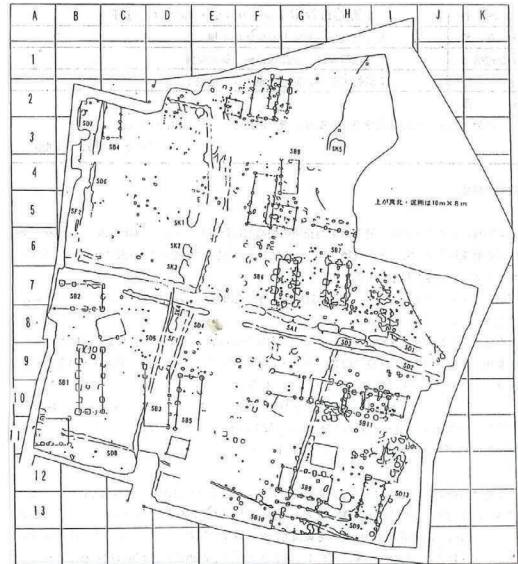




写真8 竜王畑遺跡全景
(写真上大分川の対岸が大分郡衙と考えられる下郡遺跡)



第13図 竜王畑遺跡(国守館跡)建物群

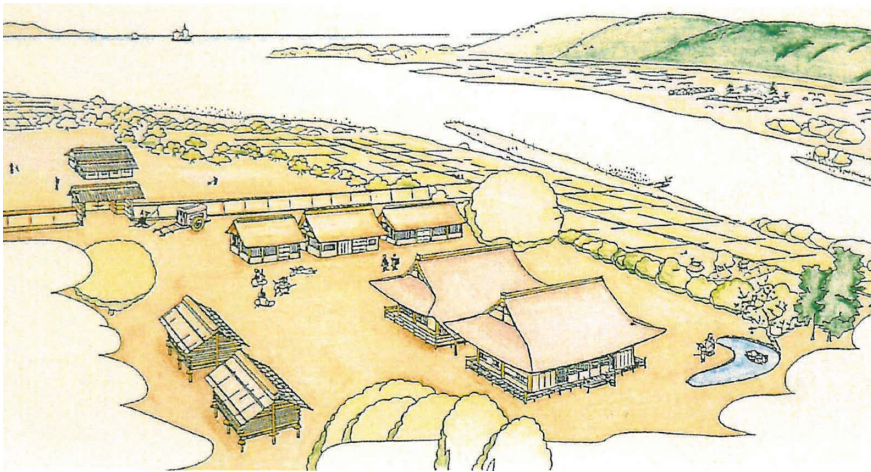


写真9 竜王畑遺跡から出土した豊後国司館の復元想定図(高橋信武氏画)

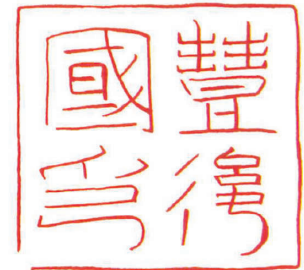
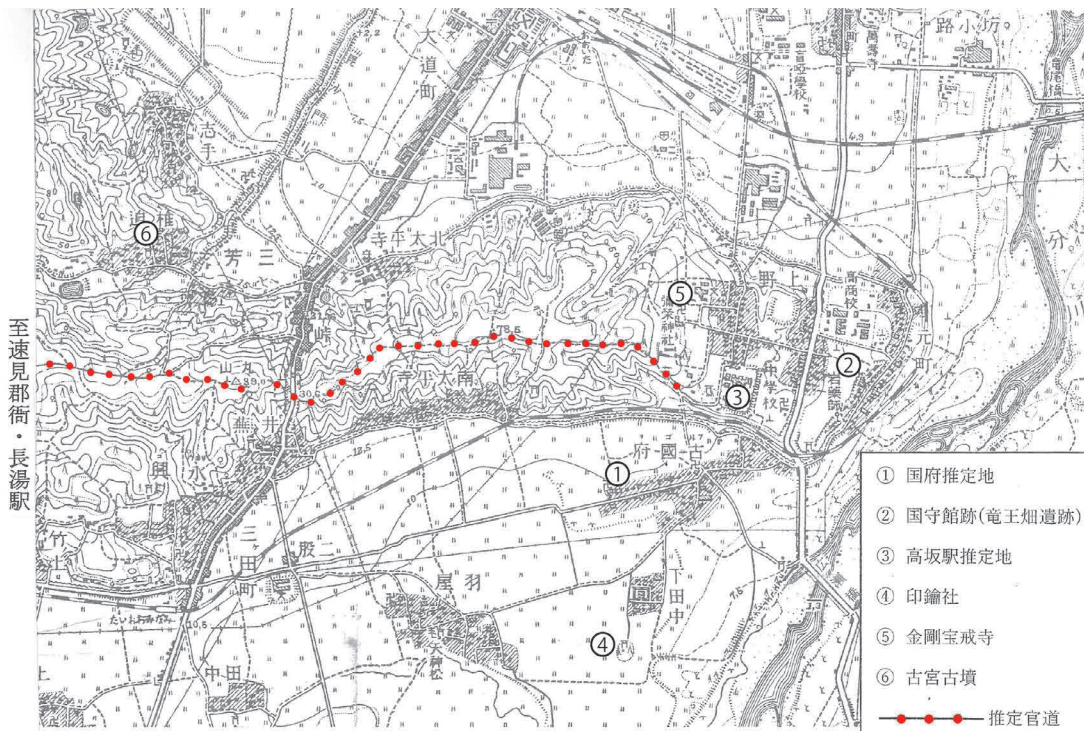


写真10 「豊後国印」の印影



第14図 豊後国府周辺地図

3) 『万葉集』と別府

我が国最古の歌集『万葉集』は、奈良時代に編纂された、当時の貴族から庶民までの幅広い階層の作品群である。それはまた、地域的にも広く九州の地で詠まれた歌も多くある。豊後の国では有名な「娘子らが 放りの髪を木綿の山 雲なたなびき 家のあたり見む」は速見郡の由布岳を詠じたものであり、このほか“木綿の山”を歌ったものが3首ほどのこされている。

速見郡の別府で詠まれたものとして、長皇子（天武天皇第4皇子）の「我妹子を 早見浜風 大和なる 我松椿 吹かざるなゆめ」（我妹子呼 早見浜風 倭有 我松椿 不吹有勿勤）がある。その意は、「我が妻を早く見たいと思っている。早見の浜を吹く風よ大和にあるわたしを待っている松や椿を吹き忘れるな決して」と解されている。

早見浜は速見浜であり、多くの万葉研究者が指摘しているように豊後の速見浦の地であることに疑いない。では実際、作者の長皇子は別府の地（速見浦）に滞在したのであろうか。長皇子と豊前・豊後の地はいくつかの縁がある。一つは長皇子の御子河内王が太宰帥に任じられ、この筑紫の地で没し豊前田河郡香春郷鏡山に葬られた。河内王の死は若く、多くの万葉歌人によって偲ばれ、父である長皇子もこの地を訪れた可能性がある。もう一つは、その旅程の中で、壬申の乱の功労者「大分君恵尺」の墓参りのため豊後に立ち寄ったと思われる。その長旅の途中、あるいはそれは帰路であったかもしれない。速見の湯でのひとときであったと想像される。長皇子は、母も天智天皇の皇女であり、当時最高の貴人であるところから、豊前・豊後の国司あげての受け入れ・接遇であったと思われる。なお、別府市のヶ浜公園内に「豊後白水郎」の歌碑が建てられているが、この地を詠じた確証はない。

このほか、四極山を歌った高市連黒人の「四極山 打ち越え見れば 笠縫の 島こぎかくる 棚無し小舟」がある。四極山はいうまでもなく高崎山である。当時の官道は高崎山の南側を越える道であり、おそらく速見の長湯駅から豊後国府へ抜ける峠越えの情景を詠じたものであろう。高市連黒人は長皇子と同時代人である。あるいは長皇子に同行した随員であったかもしれない。



写真 10 由布の山



写真 11 早見浜の景（六勝園）

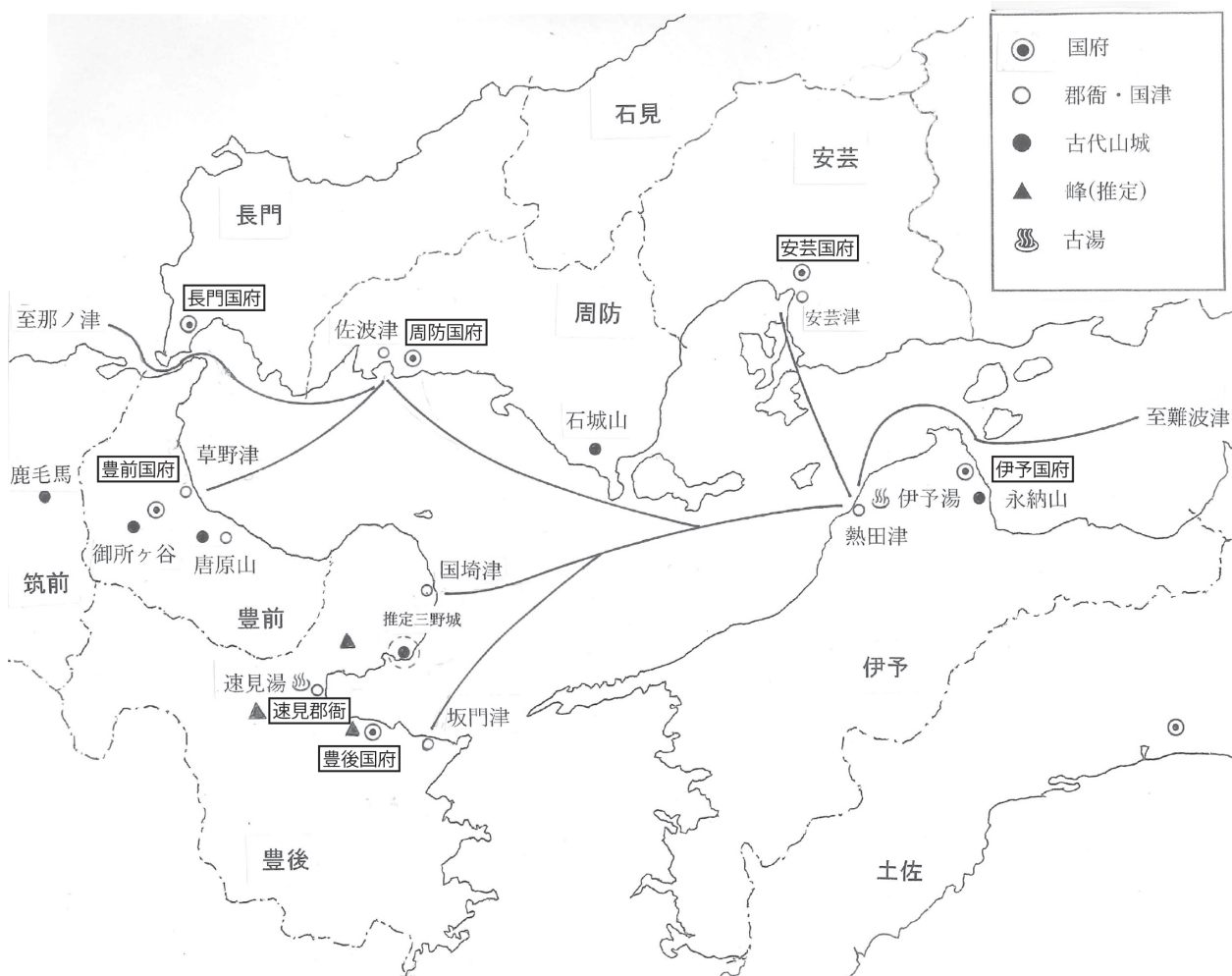


写真 12 的ヶ浜公園の万葉歌碑

4) 烽と防衛施設

『豊後風土記』の「速見郡」の抄に烽は1所とある。烽は、役所間の緊急の連絡の重要な伝達手段である。とくに防衛上の緊急時にとって欠くことのできない施設である。その郡内の1所の烽の遺跡は見つかっていない。候補地として、1つは日出町の鹿鳴越山地の一角がある。この地は速見・国埼・宇佐郡を見通せる位置にあり、また豊後国府も近い。もう1つは、由布盆地を見下す飛岳である。これは、由布駅と安覆駅、玖珠方面へ向かう位置にあり、その名のとびはとぶひの転化と考えられるからである。一考を要する。

防衛施設に関するものとして、『続日本紀』の霊龜2年(716)の記録がある。ここに「豊後・伊予の2国の戌の往来を言上」とある。戌とは軍事施設・城砦のことである。記事は豊後と伊予にある軍事間の往来に関してのもので、伊予のそれは、伊予国府近くの永納山古代山城を指すとみられる。対する豊後の戌はどこにあるのか。それに関して、『続日本紀』の文武3年(699)に「太宰府に三野・稲積の2城を築かせた」との記事がある。太宰府防衛網に関して、豊後には古代山城は見つかっていない。太宰府―瀬戸内海の重要な防衛線である豊後に古代山城が一つもないことは考えられない。その要地である国東半島の一角にその一つはあると確信する。その候補地として、半島の東南端、杵築市美濃埼一帯が考えられる。この地域内には美濃山の地名もあり、三野城が推定される場所である。この地は伊予の対岸にあり、豊後国府、速見郡衛、国埼郡衛の中間の位置にあって、軍事上枢要の地と考える。



第 16 図 古代西瀬戸内地方関係要図

5) 鶴見岳の噴火

別府の古代の自然災害として、奈良時代末の宝亀2年(771)、速見郡敵見(朝見)郷の山崩れがあり、多くの人命の被害があったと『続日本紀』に記されている。平安時代となってからは、貞観9年(869)に鶴見山が大噴火して、多くの被害が出たことが『日本三代実録』に記述されている。それは、貞観9年正月20日夜のことで、「雷のような音響とともに、異臭が国中に満ちあふれ、山頂の池が震動し、大小の噴石が飛び交い、昼なお暗く蒸気がたちこめ、夜は炎が天をつき、砂泥が雪のようにふりそそいで、いくつかの里を埋めた。さらに山嶺からは沸騰した温泉があふれ、熱湯がそそぎ込んだ川では無数の魚が酔死し、震動が3日に及んだ。」という状況であった。

このように多くの被害をもたらした火山活動は、古代日本の災害史の中で特記すべきものであろう。鶴見岳中腹にある鶴見権現社、山麓の火男火売神社は、この鶴見岳の噴火で鎮めるための祭社であり、従五位の神階を与えられている。当時速見郡領目代であった日子佐美は、太宰府にこの噴火災害とその後の復旧に尽力したことを奏上している。



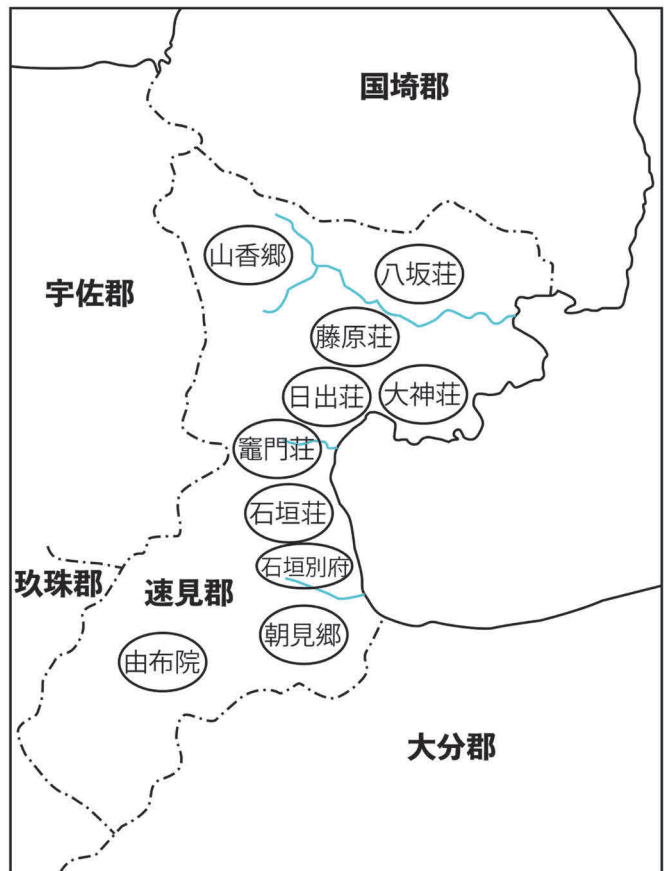
写真 14 神山といわれた鶴見岳

6) 別府と荘園 一別府の名のおこりー

平安時代に入ると律令の口分田の制度が行きづまり、中央の貴族や大社寺がその政治力で得た私有地が荘園である。それには墾田系荘園と寄進系荘園がある。九州では宇佐八幡宮が最大の荘園領主であり、252ヶ所に及ぶ膨大な荘園を有していた。宇佐八幡宮の荘園は、その発生によって、(1)十郷三箇荘、(2)本郷荘18ヶ所、(3)常見名田の3群に分かれる。別府の石垣荘は、田染荘とともに豊後2荘として本郷荘18荘に含まれる。本郷荘とは、宇佐八幡宮に与えられていた、位田・供田や御料地とよばれる田地がのちに公田と混乱したため、神田と公田を交換し与えられ荘園になったといわれている。その石垣荘の成立は、延喜年間(922～927)の頃と考えられている。

11世紀の半ばになると、地方の郡領が新たな新田開発にのり出す。豊後では天喜5年(1057)紀季兼が宇佐大宮司公則の許可を得て、国埼郡田原別符の開墾をしている。速見郡の「石垣別符」もその本荘は宇佐八幡宮の石垣荘であり、その許可を得て速見郡領が開墾したものである。ここに「別府」の名のおこりがある。その時期も田原別符の開墾の時期と重なるものであろう。建久8年(1197)成立の『豊後国図田帳』にも「石垣荘二百町、本荘四拾丁、別府六拾丁」とあり、「石垣別符」であることを示している。ちなみに当時の速見郡領も同じ紀氏(俊道、俊宗、宗平)一族の頃と推測される。紀氏は前述したように、国前郡にゆかりの深い氏族であり、宇佐八幡宮とも特別に深い関係があったものと思われる。このほか、宇佐八幡宮の神宮寺である弥勒寺も大荘園領主である。石垣荘の北に接する竈門(かまど)荘は、弥勒寺喜多院の荘園となっている。『豊後国図田帳』に「竈門荘八十町、宇佐弥勒寺領本荘五十三町、地頭職竈門次郎貞継」とあり、その荘域も「内竈 小浦 小坂 古市 里尾」と考証されている。本来竈門荘は、天平勝宝元年(749)に聖武天皇の勅施によって100町が弥勒寺領とされ、荘園となった経緯がある。なお、『豊後国図田帳』に「竈門郷百余町 弥勒寺領 預所慶禅 地頭漆嶋定房」とあり、竈門荘の地頭職が漆嶋氏から竈門氏へ移ったことがわかる。

別府市南部の朝見郷は、「和名抄」にあるように、速見郡の筆頭郷であり、かつては現在の別府市域に相当する大きい郷であった。後に竈門・石垣の2荘が割かれ、その南部が宇佐八幡の常見名田として荘園となったものである。その荘域は、浜脇を中心に扇山山麓から高崎山山麓に至るとされている。また、小規模であるが鶴見社(火男火売社)も15町ほどの領地を有していた。



第17図 速見郡の荘園分布 (渡辺 1971 より作成)

コラム 日本の古湯 “ 四の湯 ”

別府市亀川地区の四の湯には、日本四大古湯の伝承がある。四大古湯とは、紀伊の「牟婁温湯」、播磨の「有間温湯」、伊予の「伊予温湯」と速見郡の「四の湯」である。景行天皇が豊国へ親征した時、この湯で休まれ、愛でられた。そこで三古湯につづく4番目の古湯として“四の湯”と称されるようになったという由来である。『日本書紀』の景行紀に「冬十月に、碩田国に到りたまふ。・・・速見邑に到りたまふ。女人有り。速津媛と曰う。一処の長たり。・・・」という一文があり、速見の湯に立ち寄ったことは史実と思われる。

コラム 「^{かまど}竈門」の語源

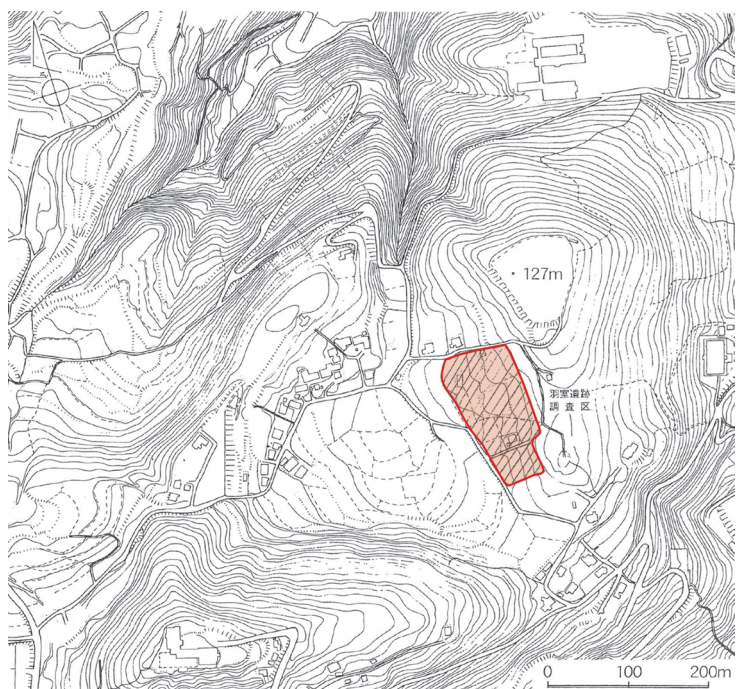
石垣荘の北に接する竈門荘の「竈門」の名は、古くは『豊後風土記』の中に「竈門山」として表われる。竈門山とは現在の貴船城のある羽室丘陵を指していることは位置関係から間違いない。ではなぜ竈門山といわれるようになったのか、『速見郡史』の著者、志手環氏は「地形竈に似たるにより起りたるなるべし」としている。その地形を見ると、旧噴火口跡と思われる小盆地をなしており、北に小さな谷が開くまさにカマドの形である。また、古今六帖に「都より西にありてふ竈門山煙たえせぬ恋もするかな」とあり、麓の赤池（血ノ池）地獄とともに古来より名のある別府の山である。さらにこの地は、中世竈門氏の本拠地でもあったところである。



写真 15 石垣荘中心部（中央右手は実相寺山）



写真 16 竈門荘中心部（正面右手が羽室丘陵）



第 18 図 羽室遺跡周辺地形図及び調査区的位置

（『羽室遺跡発掘調査概報』から転載）

7) 別府の古社寺

別府の古い神社は、鶴見岳を祭神とする火男火売社のほか、主要なものは荘園の鎮守として宇佐八幡宮から勧請されたものである。石垣荘は石垣八幡社、竈門荘は竈門八幡社がそれである。また、これらの主要神社には、宇佐八幡宮と弥勒寺の関係から、各々神宮寺が建立された可能性が高い。石垣八幡社（字諏訪本）の近くに「神宮寺」「古寺」「寺前」という字名があり、神宮寺が存在したと考えられる。「石垣八幡宮縁起」によると、承平2年（932）の頃、京都から僧浄蔵が来て「石垣寺」を建てたとある。その「石垣寺」が石垣八幡宮の神宮寺であったと思われる。また字「神宮寺」に接して、「大宮司」「神主」の字名があり、当時の神仏習合の様子がうかがわれる。

竈門八幡社についても、弥勒寺が荘園領主であるところから、神宮寺が建立されていたことは確実である。それは八幡宮の司祭が寺家と社家とによって執り行われたとあり、その神宮寺の末寺として、長福寺・光明寺・自応寺・他応寺・観音寺・養徳寺があげられている。そしてこれらは、宇佐の坊中から移ってきたものと伝えられている。現在、竈門八幡社の参道石段登り口左手に長福寺観音堂という小さな堂宇があるが、その名残りと思われる。

速見郡衙の鎮守社については不明である。あるいは火男火売社がその役割を兼ねていたのではないだろうか。なお、朝見八幡社は鎌倉時代初期の大友氏の勧請によって建立されたものである。あるいは、それ以前朝見郷の郷社としての前身があったのかもしれないがそのところは手懸りがない。



写真 17 火男火売神社



写真 18 石垣八幡社



写真 19 竈門八幡社



写真 20 長福寺観音堂

表3 別府・古代年表

時代	年(年号)	別府関連事項	年(年号)	関連事項
古墳時代 後期	6世紀末	鬼ノ岩屋2号墳・1号墳	538～552	この頃、百済から仏教伝わる
	7世紀初	鷹ノ塚古墳	608	聖徳太子、遣隋使派遣
飛 鳥	671(天智10)	日子物麿、速見郡領に任ず	645	大化改新(乙巳の変)
			672(天武1)	壬申の乱
			675(天武4)	大分君恵尺死去、古宮古墳築造か
			684(天武13)	豊前国と豊後国の分国
奈 良	701～704 (大宝年間)	この頃、長皇子「早見 浜」の万葉歌をのこす	699(文武3)	太宰府に三野・稻積の2城を築かせた(続日本紀)
	715(霊亀元)	『豊後風土記』成立	716(霊亀2)	太宰府、豊後・伊予2国の戎(軍事要地の屯所)の往来を言上
	737(天平9)	速見郡から玖珠郡へ救援の稲・粟を供給(豊後国玖珠郡正税帳)	737(天平9)	「豊後国正税帳」を上申
	749 (天平勝宝1)	聖武天皇の命により、竈門荘田数100町弥勒寺へ編入	741(天平13)	豊後国分寺の建立
	766 (天平神護2)		766 (天平神護2)	大神田麿、豊後員外 となる
平 安	771(宝亀2)	速見郡敵見(朝見)郷で山崩れ(続日本紀)	771(宝亀2)	この頃以降、『万葉集』編集
	867(貞観9)	鶴見岳大噴火。速見郡領目代日子佐美太宰府に奏上(日本三代実録)	866(貞観8)	紀継雄、肥後介から豊後守に転ず
	889～892 (寛平1～4)	この頃、紀秀任速見郡領に任ず	886(仁和2)	大神良臣、肥後介から豊後介に転任
	922～927 (延暦1～5)	この頃、宇佐宮領石垣荘成立(宇佐宮領本郷荘18荘)	927(延暦5)	延喜式奏進、両豊の式内社・駅馬・伝馬定まる
	1000(長保2)	この頃、浄蔵上人石垣寺開基か	935(承平5)	『和名抄』成立、諸国の郷が記される
	1053～1057 (天喜1～5)	この頃、石垣別府の開墾か(別符の成立)	1057(天喜5)	紀秀兼、宇佐大宮司公則の許可を得て、国東郡田原別府開墾
鎌 倉	1272(文永9)	大神惟光、速見郡司代に任ず	1197(建久8)	『豊後国図田帳』成立

4 おわりに

別府市は九州を代表する自然豊かな観光都市である。その中核となるのは“地獄”という名称で知られる温泉地帯である。その温泉群は早くも8世紀の初めの『豊後風土記』の中に一種の奇観として記されている。その古代からの恵みが今もって別府の多くの貴重な資源となっていることは稀有なことと言わねばならない。さらに別府は、瀬戸内海の西端に位置し、古来より交通の要衝としても重要な地であった。その意義は今日においても変わらない。ただ、古代の交通の要所である長湯駅、官道の位置は確定していない。同じく速見郡衙も然りである。いつの日かその実態が明らかになることが待たれる。

引用参考文献

- 秋本吉郎校注 1955 『風土記』 岩波書店
佐藤四信 1980 『豊後風土記』(大分文庫) アドバンス大分
兼子俊一ほか 1962 『大分県の地理』 光文社
山本三生編 1930 『日本地理大系』九州篇 改造社
渡辺澄夫 1971 『大分県の歴史』 山川出版社
志手 環編 1924 『速見郡史』 速見郡教育会
桜井 満訳注 1974 『万葉集(上)』 旺文社
滝口 弘 1964 『九州の万葉』 ハレルヤ書店
佐々木均太郎 1991 『二豊路 万葉をたずねて』 NHK サービスセンター
上田正昭編 1975 『風土記』 社会思想社
鏡山 猛ほか編 1970 『古代の日本 九州』 角川書店
賀川光夫 1971 『大分県の考古学』 吉川弘文館
大分県総務部総務課編 1982 『大分県史 古代篇Ⅰ』 大分県
井上光貞編 1983 『日本書紀』 中央公論社
直木孝次郎訳注 1986 『続日本紀 Ⅰ』 平凡社
木下 良 1988 『国府』 教育社
飯沼賢司 2004 『八幡神とは何か』 角川書店
中野幡能ほか編 1985 『別府市誌』 別府市
豊田寛三ほか 1997 『大分県の歴史』 山川出版社
大分市歴史資料館 2000 『豊後国の眺め -古代の役所とくらし-』 大分市歴史資料館
渡辺芳貴 2013 「永納山城跡」『古代文化』581号
別府市教育部社会教育課編 2017 『鬼ノ岩屋・実相寺古墳群』(国史跡指定記念シンポジウム史料) 別府市教育委員会
恒松 栖編 2009 『別府の古い道 歴史散歩』
大分県考古学会事務局編 2000 『古代律令国家と海部の光芒 -中安遺跡の語るもの-』(資料集)
日本考古学協会 九州考古学会 大分県考古学会
渡辺澄夫編 1990 『大分歴史辞典』 株式会社大分放送
秦 広之 2022 『北石垣遺跡・春木芳元遺跡』 別府市教育委員会
中西武尚編 2011 『大分の君 飛鳥と豊後をつないだ人』 大分市歴史資料館
石川理夫 2018 『温泉の日本史』 中央公論社
飯沼賢司監修 2006 『図説 宇佐・国速見の歴史』 郷土出版社
栗田勝弘 1991 「会下遺跡」『大分空港道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ』 大分県教育委員会
国土地理院 1948 「大分」『二万五千分の一地形図』
別府市教育委員会 2017 『別府学』

【執筆 者】

執筆 清水宗昭（考古学） 別府市文化財保護審議会委員

べっぷの文化財 No.54

—古代の別府—

令和6年3月

発行	別府市教育委員会
編集	別府市教育委員会 別府市文化財保護審議会
印刷	大野印刷株式会社